

第1号様式（第3条関係）

宮崎市ウクライナ避難民生活支援金支給申請書兼請求書

申請日： 年 月 日

宮崎市長 清山 知憲 殿

宮崎市ウクライナ避難民生活支援金支給要綱（以下「要綱」という。）に基づき、以下の内容をすべて確認（☑チェック）のうえ、宮崎市ウクライナ避難民生活支援金を申請及び請求します。

- 要綱第2条に規定する支給対象者に該当していることを確認し、該当していない場合は生活支援金を受給できない旨了解しています。
- 生活支援金の支給決定後、下記に該当する場合は、支給決定を取り消され、返還することに同意します。
 - 1 受給者が偽りその他不正の手段により生活支援金の支給を受けたとき
 - 2 支給対象者が要綱第2条第1項第3号に掲げる要件に該当しなくなったとき
 - 3 その他市長が適当でないと認めたとき
- 他の地方公共団体によるウクライナ避難民の支援等を目的とする金銭の給付等は受けていません。
- 宮崎市が生活支援金の決定の可否を審査するため、支給対象者の住民基本台帳情報や在留情報等の公簿の確認、その他必要な資料の提供を他の行政機関に求めることに同意します。

令和 年 月 日

申請者氏名 _____ (自署)

1 支給対象世帯

世帯主氏名等 (申請者) ※世帯主でない場合は代表者	フリガナ		生年月日
	氏名		
	電話番号		
	メール		
	住所		
同居する家族で生活支援金を申請する者の氏名等（今回申請分）	フリガナ 氏名	生年月日	申請者との続柄

(裏面に続く)

3 給付申請額

支給対象世帯のウクライナ避難民の人数	人
申請額	円

※生活支援金の支給額は、支給対象世帯一世帯につき 100,000 円とし、支給対象者の人数が 2 人以上の場合は、1 人を超える人数 1 人につき 50,000 円を加算する。ただし、支給対象世帯の上限額は 300,000 円とする。

※既に生活支援金の支給を受けている世帯に支給対象者が新たに属することとなった場合は、支給額を再算定し、既支給分との差額を支給する。

4 宮崎市ウクライナ避難民生活支援金の希望支給方法

<input type="checkbox"/> 現金給付（支給決定後、指定した日時・場所に受取りに来てください。）	
<input type="checkbox"/> 口座振込	以下のとおり振り込んでください
金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協
支店名	本店 支店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人 (カタカナ)	

提出書類（4については、申請時に用意できない場合、準備出来次第提出）

- 1 支給対象者全員のパスポートの写し
- 2 在留カードの写し
- 3 振込先の金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義を確認できる書類の写し
- 4 支給対象者全員の「ウクライナ避難民であることの証明書」の写し
(避難民であることを確認できる書類)